２　第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二条第一項の認定の申請であって、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る旧生産性特措法第二十二条第五項の調査については、旧生産性特措法第二十八条第二項（旧生産性特措法第二十二条第五項の調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第四項から第六項まで（旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る。）並びに第三十条（旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

３　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている同項に規定する革新的データ産業活用計画（以下この条において「革新的データ産業活用計画」という。）及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、国の機関等に対するデータの提供の求め並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

４　第二項の規定は、前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に行われる旧生産性特措法第二十三条第一項の変更の認定に係る同条第五項において準用する旧生産性特措法第二十二条第五項の調査について準用する。

５　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている革新的データ産業活用計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って実施される旧生産性特措法第二条第四項に規定する革新的データ産業活用については、旧生産性特措法第二十八条第一項、第二項（旧生産性特措法第二十六条第一項の確認をするために必要な調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第三項及び第四項から第六項まで（旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。）並びに第三十条（旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧生産性特措法第三十七条第三項の同意（旧生産性特措法第三十八条第一項の変更の同意を含む。）を得た旧生産性特措法第三十七条第一項に規定する導入促進基本計画は、第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（次項において「新中小強化法」という。）第四十九条第三項の同意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなす。

２　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第四十条第一項の認定（旧生産性特措法第四十一条第一項の変更の認定を含む。）を受けている旧生産性特措法第四十条第一項に規定する先端設備等導入計画は、新中小強化法第五十二条第一項の認定を受けた同項に規定する先端設備等導入計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（小規模企業共済法の一部改正）

第二十一条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第六号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第三号及び第七号」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（業務の特例）

第四条の二　機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第六十三条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十四条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の五の次に次の一号を加える。

五十四の六　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

第三十七条第三項の表退職手当審査会の項の次に次のように加える。

新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

附則第四条第二項を削る。

（国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第二十五条　国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

３　研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第二十六条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第六十三条第二項の項中「第六十三条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第六十四条第二項の項中「第六十四条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同表第六十五条第二項の項中「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同表第六十六条第二項の項中「第六十六条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同表第七十条第一項の項上欄中「第七十条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中欄中「第六十五条」を「第七十一条（第五項を除く。）」に改め、同項下欄中「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

第二十七条　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「第二条第六項に規定する組合等」を「第二条第一項第八号及び同条第二項に掲げる者」に改め、同条第五項の表第十四条第一項の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第十四条第二項第五号の項中欄中「組合等」を「特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）」に改め、同表第十五条第一項の項中「中小企業者及び組